

○厚生労働省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月六日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
		改 正 前	
	<p style="text-align: right;">(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～二百一 (略)</p> <p>二百二 一一 (四一ブトキシンジル) 一一一 (二一ジエチルアミノ) エチル一五ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 二百三～二百八十七 (略)</p> <p>二百八十八 N一メチル一N一 (プロパン一二一イル) 一七一メチル一四・六・六 a・七・八・九一ヘキサヒドロインドロ「四・三一 f g」キノリン一九一カルボキサミド及びその塩類 二百八十九～二百九十六 (略)</p> <p>二百九十七 一一 (三・四一メチレンジオキシフェニル) 一一一 (プロピルアミノ) ブタン一一一オン及びその塩類 二百九十八～三百三十七 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一～二百一 (略)</p> <p>二百二～二百八十六 (新設)</p> <p>二百二一～二百九十四 (新設)</p> <p>二百八十七～二百九十四 (略)</p> <p>二百九十五～三百三十四 (略)</p>	

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。